

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県桜井土木事務所において閲覧できます。

平成二十五年九月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十五年七月十日奈良県指令桜土第四六一四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十五年九月四日桜土第六五―七号

三 開発区域に含まれる地域

磯城郡田原本町一〇九番三の一部及び一〇九番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

磯城郡田原本町五八番地

島中晃實

一 許可番号

平成二十五年六月十七日奈良県指令桜土第四六一二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十五年九月四日桜土第六五―八号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十五年九月四日桜土第六六一四号

三 開発区域に含まれる地域

磯城郡田原本町大字秦庄三六五番一、三六五番三二、三九一番一の一部、三九一

番六の一部及び四〇四番八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市光陽町二一五番地

株式会社南村組 代表取締役 南村清信

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 磯城郡田原本町大字秦庄三六五番三二、三九一番一の一部、三九一番六の一部及び四〇四番八の一部

下水道 磯城郡田原本町大字秦庄三六五番三二、三九一番一及び三九一番六の各一

